

小牧市地域防災計画の修正の要旨

I 地域防災計画の修正の根拠

小牧市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、地域防災計画の作成及び修正は、市防災会議の所掌事務とされている（小牧市防災会議条例第2条）。

II 主な修正内容

1. 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準※を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。

主な修正事項は以下のとおり。

※スフィア基準：難民キャンプで劣悪な環境で多くの人が亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準。トイレの衛生、一人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれている。

(1) 生活空間の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

(2) トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

(3) 食事の質の確保

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

(4) 生活用水の確保

給水タンク、貯水槽等の整備を図り、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保に努めること等

(5) 在宅・車中泊避難者への支援

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等

<修正箇所>

■風水害等編	第2編 第9章 第1節	避難所の指定・整備等
	第3編 第6章 第2節	防疫・保健衛生
	第3編 第9章 第1節	避難所の開設・運営
■地震編	第2編 第7章 第1節	避難所の指定・整備等
	第3編 第7章 第2節	防疫・保健衛生
	第3編 第10章 第1節	避難所の開設・運営

<新旧対照表>

■風水害等編	p 6、7、8、9、15、16、17、18
■地震編	p 8、9、10、11、19、20、21、22

■風水害等編

現行（令和6年11月修正）	修正案						
第2編 災害予防	第2編 災害予防						
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策						
第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等						
<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u></p> <p>エ <u>一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;"><u>1㎡/人</u></td> <td><u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2㎡/人</u></td> <td><u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3㎡/人</u></td> <td><u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u></td> </tr> </table> <p>※<u>介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。</u></p> <p><u>また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p><u><新型インフルエンザ等感染症対応時の必要占有面積></u></p> <p><u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>オ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>(追記)</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難所</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追加)</u> 等の整備を図るとともに、</p>	<u>1㎡/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>	<u>2㎡/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>	<u>3㎡/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。</u>また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「<u>避難生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入</u></p>
<u>1㎡/人</u>	<u>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</u>						
<u>2㎡/人</u>	<u>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</u>						
<u>3㎡/人</u>	<u>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</u>						

現行（令和6年11月修正）	修正案
<p>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>（6）避難所の運営体制の整備 （略）</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>するよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>（6）避難所の運営体制の整備 （略）</p> <p>エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>し、受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p>（略）</p>

現行（令和6年11月修正）	修正案
第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生
<p>1 市における措置 （略） （2）防疫活動 （略）</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>（追記）</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>（略）</p> <p>4 健康管理 （1）<u>県及び市</u>は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や歯科相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。<u>（追記）</u></p>	<p>1 市における措置 （略） （2）防疫活動 （略）</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>（略）</p> <p>4 健康管理 （1）<u>市及び県</u>は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や歯科相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。<u>また、避難</u></p>

現行（令和6年11月修正）	修正案
(略)	<u>所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u> (略)

現行（令和6年11月修正）	修正案
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
1 市における措置 (略) (4) 避難所の運営 (略) エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。 <u>(追記)</u> (略) ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>(追記)</u> なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者	1 市における措置 (略) (4) 避難所の運営 (略) エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。 <u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u> (略) ク 物資の配給等避難者への生活支援 給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u> なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。 ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な

現行（令和6年11月修正）	修正案
<p>者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>（略）</p> <p><u>（追記）</u></p> <p><u>コ</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>（略）</p> <p><u>サ</u> ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの<u>飼育</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>（追記）</u> 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p><u>場所</u>で避難生活を送ることができるよう、<u>内閣府</u>が作成した「<u>在宅・車中泊避難者等の支援の手引き</u>」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>（略）</p> <p><u>コ</u> <u>在宅避難者等の支援拠点</u></p> <p><u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>サ</u> <u>車中泊避難を行うためのスペース</u></p> <p><u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>シ</u> 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>（略）</p> <p><u>ス</u> ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの<u>飼養</u>場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>セ</u> <u>避難の長期化に伴う対応</u></p> <p><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（ア）プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>（イ）入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>（ウ）洗濯等の頻度</u></p>

現行（令和6年11月修正）	修正案
<p>シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請（略）</p> <p>ス 感染症対策（略）</p>	<p><u>（エ）医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>（オ）暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>（カ）食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>（キ）し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>（ク）避難者の健康状態</u></p> <p><u>（ケ）指定避難所の衛生状態</u></p> <p>ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請（略）</p> <p>タ 感染症対策（略）</p>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

2. 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、市、県及び防災関係機関において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記。

<修正箇所>		
■風水害等編	第2編 第7章	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
■地震編	第2編 第5章	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
<新旧対照表>		
■風水害等編	p 4、5	
■地震編	p 5、6、7	

現行（令和6年11月修正）	修正案
第2編 災害予防	第2編 災害予防
第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備（略）	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備（略）
2 市、県及び防災関係機関における措置 （略） （10）防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。 <u>さらに、市の</u>	2 市、県及び防災関係機関における措置 （略） （10）防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。 <u>なお、本シス</u>

現行（令和6年11月修正）	修正案
<p><u>災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</u></p>	<p><u>テムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。</u></p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>6 情報の収集・連絡体制の整備等</p>	<p>6 情報の収集・連絡体制の整備等</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（2）通信手段の確保</p>	<p>（2）通信手段の確保</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備</p>	<p>ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p><u>（追記）</u></p>	<p><u>エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u></p>
<p>（略）</p>	<p><u>市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p>
<p>7 救助・救急等に係る施設・設備等</p>	<p>7 救助・救急等に係る施設・設備等</p>
<p>人命救助に必要な救助工作車、救命ボート、担架及び救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。</p>	<p>人命救助に必要な救助工作車、救命ボート、担架及び救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。</p>
<p><u>（追記）</u></p>	<p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>
<p>また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	<p>また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>
<p>県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。</p>	<p>県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p>	<p>9 物資の備蓄、調達供給体制の確保</p>
<p>（1）市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に</p>	<p>（1）市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるもの</p>

現行（令和6年11月修正）	修正案
<p>努めるものとする。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>（略）</p>	<p>とする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>

■地震編

※ 風水害等編と同様の修正を行う。